

精華町刊行物広告取扱要領

(定義)

第1条 この要領において、刊行物とは、町が町民に対し施策、その他の情報を周知することなどを目的として、発刊あるいは発信する刊行物をいう。

(目的)

第2条 この要領は、精華町広報広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）が刊行物の広告掲載に関し、審査するのに、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第3条 刊行物に掲載する広告は、次の号によらなければならぬ。ただし、広報等広告掲載基準に反するもの、その他掲載を不適当と認めたものは、掲載しない。

- (1) 住民生活文化を高め、信頼を得るもの
- (2) 地域社会の発展、繁栄に役立つもの
- (3) 他を中傷、誹謗し、名誉を傷つけないもの
- (4) 関係諸法規に反しないもの

(広告規格、料金)

第4条 広告の規格及び料金は、別記様式第1号（広報誌・財政資料の場合。そのほかの刊行物は別に定めた様式）のとおりとする。納付は掲載の決定後、町長の指定する期日までに行うものとする。

(掲載申込)

第5条 刊行物に広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、別に定める様式に広告原稿を添えて、当該刊行物の所管課等（以下「所管課等」という。）に提出するものとする。

2 所管課等は、提出された広告原稿を委員会で審議し、意見を付して町長に提出する。

(掲載方法)

第6条 刊行物の広告内容並びに広告掲載位置及び縦、横の枠取りは、所管課等が決定する。

2 町長は、広告の可否を決定したときは、その

結果を申込者に別記様式第2号（広報誌・財政資料の場合。そのほかの刊行物は別に定めた様式）により通知するものとする。

(掲載取消)

第7条 町長は町の行政運営上支障があるとき、又は町長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき、若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 町長は、広告の掲載を取り消したときは、その結果を申込者に別記様式第3号（広報誌・財政資料の場合。そのほかの刊行物は別に定めた様式）により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年3月1日から施行し、平成17年4月1日以降に、発刊あるいは発信する刊行物その他全ての情報媒体に適用する。

(広報広告取扱要領の廃止)

2 広報広告取扱要領は廃止する。ただし、平成17年3月31日までに発刊した広報誌については、この要領を適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。